

## 適正な労働賃金の支払を評価する総合評価落札方式試行実施要綱

### (趣旨)

第1 この要綱は、労務費及び法定福利費を明記した標準見積書（以下「見積書」という。）を活用して適切に労働者に賃金を支払い、良好な労働環境の整備を図る企業を評価する「適正な労働賃金の支払を評価する総合評価落札方式」（以下、「試行入札」という。）の試行にあたり必要な事項を定める。

### (定義)

第2 この要綱における用語の定義は次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 「注文者」とは、請負契約又は下請契約において仕事を注文する者  
例えば、発注者は元請企業に対する注文者。元請企業は一次下請企業に対する注文者で、一次下請企業は二次下請企業に対する注文者となる。
- (2) 「発注者」とは、試行入札対象工事の注文者である県発注機関の長
- (3) 「受注者」とは、発注者から試行入札対象工事を直接請負う元請企業
- (4) 「下請企業」とは、試行入札対象工事に関わる下請契約の請負人

### (入札公告での明示)

第3 発注者は、試行入札を行う場合は入札公告においてその旨を明示するとともに、第5第3号の適切な労務費を計上した見積書を確認する工種を指定する。

### (誓約書の提出)

第4 発注者は、価格以外の評価点申請書で労働賃金の評価を申請した落札候補者に対し、誓約書（様式第1号）の提出を求める。

受注者が第5に掲げる事項の全てを誓約した場合、「総合評価落札方式実施要領」別添1「総合評価点算定基準」5（2）⑥の「建設マネジメント 労働賃金」の項目で評価する。

### (誓約内容)

第5 第4の誓約内容は次の各号とする

- (1) 請負次数を制限する（①又は②のいずれか）
  - ①土木工事の場合は、当該工事の下請契約による請負次数を2次までとすること。
  - ②建築工事の場合は、当該工事の下請契約による請負次数を3次までとすること。
- (2) 見積書に基づき下請契約の締結する  
下請企業（2次以降の下請企業含む）との契約にあたり、見積書（様式第3号等）の提出を求め、これに基づき下請契約を締結すること。  
2次以降の下請企業に対しては、注文者を通じて同様に依頼すること。
- (3) 適切に労務費を見積書に計上する  
指定工種に係るすべての下請企業の労務費見積額の合計に、指定工種に係る受

注者が直接雇用する技能労働者の労務費見積額を加えたものが発注者の積算労務費の89.5%以上となること。

(4) 必要な調査等に協力する

- ①発注者が第1号から第3号までの誓約内容を詳細に調査するときは、当該工事に係る見積書及び契約書、支払書類等を提示して調査に協力すること。
- ②発注者が労働者への賃金支払の実態を調査するときは、当該工事に係る労働者の賃金台帳等を提示して調査に協力すること。

(誓約内容の確認)

第6 受注者は、第5の誓約内容を確認するため一次下請企業に対しては自ら、2次以降の下請企業に対しては注文者を通じて、以下を依頼する。

- (1)下請契約における見積書の写し及び下請契約書の写しを受注者に提出すること。変更契約を行った場合も同様とすること。なお、見積書には指定工種に係る労務費を内訳明示すること。
- (2)下請企業が最終の請負代金を受け取った時は、遅滞なく受け取った代金の総額を記載した請負代金受取報告書(様式第4号)(以下「受取報告書」という。)を受注者へ提出すること。
- (3)受注者と直接契約するものを除き、下請契約においては注文者を經由して提出すること。

2 受注者は、最終の施工体制台帳提出時に、直接雇用する技能労働者の労務費見積額(指定工種に係るものに限る)を記載した労務者確保計画(様式第2号)及び前項第1号に規定する書類のうち、最終の変更契約書に係る書類に、提出書類確認書(様式第5号)(以下「確認書」という。)及び契約書類とりまとめ表(様式第6号)(以下「とりまとめ表」という。)を添付して発注機関の長に提出する。

3 受注者は、工事しゅん工日から2か月経過後遅滞なく、下請企業から提出された受取報告書に確認書及びとりまとめ表を添付して発注者に提出する。

4 発注者は、施工体制台帳並びに、第2項及び第3項のとりまとめ表等により誓約内容を確認する。

(詳細な調査)

第7 発注者は第6第4項の規定による誓約内容の確認後、必要があるときは詳細な調査を行い、誓約内容が適切に実施されてないと認められたときは、受注者に理由書(様式第7号)及び内容を証する書類(以下、「理由書等」という。)の提出を求める。

2 発注者は、前項にかかわらず必要があるときは労働者への賃金支払の実態を調査する。

(成績評定)

第8 工事成績評定要領(平成26年10月28日改正26建政技172号)第3による評定者は、第6第2項の書類及び第7第1項の理由書等を確認し、誓約内容が満たされていないと認められたときは、工事評定点の算定時に「法令遵守等」の評価点を減ずる。

2 受取報告書の金額が最終契約額と異なるときは、理由書等を確認のうえ、不当に下請代金の額を減じていると認められたときは、工事評定点を見直し「法令遵守等」の評価点を減ずる。

(労働者への周知)

第9 受注者は、対象期間中、別図「掲示参考図」を参考として工事現場の労働者にわかるように試行入札である旨の表示をする。

(準用)

第10 この要綱に定めのない事項は、「建設工事に係る受注希望型競争入札実施要領」及び「総合評価落札方式実施要領」を準用する。

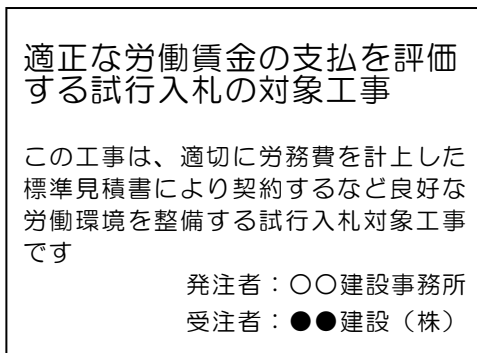
附則

この要綱は平成28年9月1日から適用する。

附則

この要綱は令和元年8月1日から適用する。

(別図) 掲示参考図



(注)

- ① 受注者は、天候により剥がれたり、汚れたりしないように工夫し、工事現場の労働者に見やすい位置に表示する。
- ② 掲示参考図は縦30cm、横90cm以上とする。

## 適正な労働賃金の支払いを評価する総合評価落札方式（試行）における「建設マネジメント 労働賃金」評価点算定基準について

この算定基準は「適正な労働賃金の支払いを評価する総合評価落札方式（試行）」を試行する際は、総合評価落札方式実施要領（平成31年（2019年）3月15日付け30建政技第329号）第3第2項別添1（平成31年4月1日適用）「総合評価点算定基準」5 価格以外の評価点（2）⑥建設マネジメントに以下を追加して評価する。

### 2）労働賃金（0.5点）

- a 適正な労働賃金の支払いを評価する総合評価落札方式（試行）において労働賃金の評価項目の誓約内容を遵守する者 : 0.5点

※1 適正な労働賃金の支払いを評価する総合評価落札方式試行実施要綱により試行する。

## 適正な労働賃金の支払いを評価する総合評価落札方式（試行）における「価格以外の評価内容の確保」について

「適正な労働賃金の支払いを評価する総合評価落札方式（試行）」を試行する場合において、「建設マネジメント 労働賃金」評価項目の内容が満たされない場合の措置は、総合評価落札方式実施要領（平成 31 年（2019 年）3 月 15 日付け 30 建政技第 329 号）第 14 第 2 項別添 2 「価格以外の評価内容の確保」1（4）を適用し、以下のように評価する。

- 1 工事成績評定要領（平成 26 年 10 月 28 日改正 26 建政技 172 号）第 3 による評定者（以下「評定者」という）は、「建設マネジメント 労働賃金」評価項目の内容を、適正な労働賃金の支払いを評価する総合評価落札方式試行実施要綱（以下、「試行要綱」という）第 6 及び第 7 により確認し、内容が不適切であると認めるときは、工事評定点の算定時に「法令遵守等」の評価点を 3 点減ずる。
- 2 評定者は、受取報告書の金額が最終契約額と異なるときは、適正な労働賃金の支払いを評価する総合評価落札方式における「建設マネジメント 労働賃金」評価項目の内容を、試行要綱第 6 及び第 7 により確認し、不当に下請代金の額を減じていると認めるときは、工事評定点の算定時に「法令遵守等」の評価点を口頭注意相当とし、評価点を 5 点減ずる。